

■新規就農定着サポート事業

農業経営基盤をもたず、新たに農業経営を開始した認定新規就農者（法人を除く）又は独立就農者育成研修（雇用型）修了者に対し、新規就農定着のサポート事業を行います。

◆ 営農費用の一部の助成

営農開始時の年齢が満45歳以上の認定新規就農者等に対し、営農費用（種苗費、農薬費、肥料代等）の一部を助成します。

○助成金額 年額36万円と助成対象経費のいずれか低い額

○助成期間 最長5年間

◆ 定着支援アドバイザーの設置費用の助成

認定新規就農者等に対し日常の営農活動及び経営等についてアドバイスを行う「定着支援アドバイザー」の設置経費の一部を助成します。

○助成対象経費 定着支援アドバイザー設置経費

○助成期間 2年間

○助成金額

[1年目] 年額10万円と活動時間1時間あたり2千円で計算した額のいずれか低い額

[2年目] 年額5万円と活動時間1時間あたり2千円で計算した額のいずれか低い額

■海外研修支援事業

県内において農業経営を開始又は開始を予定している青年等に対し、海外における技術・経営の研鑽を目的とした研修費用の助成を行っています。

○対象者 申請時に満30歳未満で、山形県知事の推薦を受けて、公益社団法人国際農業者交流協会により派遣される海外農業研修生（概ね1年以上）

○対象経費 国外研修に要する往復旅費、研修費等

○助成金額 25万円以内

青年等就農資金の内容

- 1 対象者 認定新規就農者
- 2 資金の使いみち 「施設・機械」、「果樹・家畜等」、「借地料などの一括支払い」、「その他経営費」
- 3 融資条件 償還期限：12年以内（うち据置期間5年以内） 融資限度額：3,700万円
金利：無利子、実質無担保・無保証人
- 4 取扱金融機関 日本政策金融公庫（農協、銀行等による転貸しも可）